

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長・一部変更)

2022年2月21日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。
今回の措置の有効期間は、2月28日までとなっています。

今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

- レストランを含む飲食店、ナイトクラブ、バー、ディスコ等の娯楽施設における立食禁止を解除する。
- 職場でのテレワークの割合を50%から20%までに緩和する。
- カーニバルのパレード及び公共のイベントを禁止する。
- スポーツ競技場における入場者数の制限を収容人数の10%から50%までに緩和する。
- 校外活動（遠足等）禁止を解除する。

2 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20220221_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp